

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年7月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

## 会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について
- 議第6号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について

## 報告事項

- 報第1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第4号 農地潰廃通報について
- 報第5号 農地法第3条の3の届出について
- 報第6号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

## 農業委員出席委員 18名

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1番 坂井浩行委員  | 2番 早川直子委員   |
| 3番 山屋和徳委員  | 4番 栞原一郎委員   |
| 5番 小池秀一委員  | 6番 志田洋一委員   |
| 7番 笹岡大介委員  | 8番 瀬高栄津子委員  |
| 9番 山倉広委員   | 10番 佐藤直人委員  |
| 11番 小師栄一委員 | 12番 飛岡雅史委員  |
| 13番 井上利弥委員 | 14番 五十嵐弘作委員 |
| 15番 吉田昇委員  | 16番 鈴木範男委員  |
| 17番 熊倉睦委員  | 18番 田邊健一委員  |

## 農業委員欠席委員 なし

## 推進委員出席委員 17名

- |        |         |
|--------|---------|
| 青木誠一委員 | 岡崎耕一郎委員 |
| 川上利男委員 | 北澤正之委員  |

小 出 和 哉 委員  
佐々木 一 光 委員  
中 澤 伸一郎 委員  
平 松 広 之 委員  
丸 山 由 夫 委員  
山 谷 秀 昭 委員  
渡 辺 秀 人 委員

小 林 克 洋 委員  
高 山 弘 則 委員  
新飯田 雅 樹 委員  
堀 江 義 栄 委員  
山 寄 哲 矢 委員  
若 林 昌 広 委員

推進委員欠席委員 1名

駒 形 徹 委員

説明のため出席した職員

農林課農政係長 佐 藤 一 誠

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 山 村 吉 治

経 営 基 盤 係 長 上 林 裕 則

経 営 基 盤 係 主 任 佐 藤 信 幸

午前9時30分 開会及び開議

議長（栗原会長）

これより総会を開会いたします。

（挨拶 略）

それでは、最初出席状況を報告します。農業委員、在任委員18名、出席18名、欠席0、推進委員、在任委員18名、出席17名、欠席1名で、過半数以上ですので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名します。

5番、小池秀一委員、15番、吉田昇委員からお願いいたします。

次に、議事参与の制限について、議第1号に該当する方がいらっしゃいます。会議規則第14条第1項の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることとなります。

お諮りします、議事参与の制限に該当する方の議事参与を同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第6号及び報第1号から報第6号までの以上12件を一括上程いたします。

最初に、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』説明いたします。

最初に、農業経営基盤強化促進法に基づく相対の利用権設定です。

2ページ下段欄外を御覧ください。今月は、新規設定5件、3万8,884.54平米です。

1ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、経営面積、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

35番は、大面地内の農地7筆、1万3,321.43平米。

36番は、前谷内地内の農地1筆、1,513平米。

37番は、前谷内地内ほかの農地3筆、3,997平米。

38番は、2ページまで続きます。帯織地内ほかの農地8筆、1万6,252平米。

39番は、月岡地内ほかの農地12筆、3,801.11平米。経営面積がありませんので、補足説明しますと、利用権の設定を受ける者は、新規就農し、現在新潟市で農業を勉強しており、農機具は知り合いから借りるとのことです。

以上5件は、相対により新規でそれぞれ賃借権を設定するものです。

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転に係る案件で、先ほど開催されました農地銀行運営委員会であつせん委員より報告をいただいた案件です。

4ページの欄外を御覧ください。今月の申請は、交換によるもの4件、売買によるもの1件、合計5件、4万4,004平米です。

3ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

40番の尾崎地内の農地1筆、2,026平米と41番の尾崎地内の農地1筆、2,026平米を交換により所有権を移転するものです。

42番の須戸新田地内の農地1筆、2,023平米と43番の須戸新田地内の農地2筆、2,002平米を交換により所有権を移転するものです。

44番は、4ページまで続きます。井栗地内ほかの農地24筆、3万5,927平米を売買により所有権を移転するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第3調査部会長から調査結果について報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

5番、小池秀一委員。

### 第3調査部会長（5番小池秀一委員）

最初に、第3調査部会の開催概要について報告します。

当部会は、7月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室において、栗原会長、井上会長代理出席の下、開催しました。

開会后、転用申請で1,000平米を超える案件及び農用地利用計画変更案件については現地調査を実施し、その後部会を再開し、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て調査結果を取りまとめ、午前11時13分に閉会しました。

続いて、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』の調査結果を報告します。

今月は、相対での利用権設定は新規設定5件、3万8,884.54平米、所有権移転5件、4万4,004平米です。いずれも事務局から書類の審査結果などの詳細説明を受け、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり決定すべきものとなりました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

### 議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

なお、発言につきましては、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言を願います。御質疑ありませんか。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

### 議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

### 議長（栗原会長）

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

### 事務局（山村事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

6ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの5件、6,227.96平米です。

5ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

15番は、新光町地内ほかの農地6筆、5,604平米を、譲渡人は後継者がいないことから、

譲渡人の要望で兄弟の譲受人に売買するもので、価格は新光町〇〇番及び〇〇番は10アール当たり約〇〇〇円、そのほかの4筆は10アール当たり〇〇〇円、総額〇〇〇円です。

16番は、上保内地内の農地5筆、352.59平米を、当該農地は譲受人の自宅の隣接地で、譲受人の要望で売買により取得するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円、総額約〇〇〇円です。

17番は、上保内地内の農地2筆、14.37平米を、当該農地は譲受人の自宅と農地に隣接していることから、譲受人の要望で売買により取得するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円、総額約〇〇〇円です。

6ページをお願いいたします。

18番は、東光寺地内の農地2筆、246平米を、当該農地は譲受人の自宅に隣接しており、譲受人の要望で売買により取得するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円、総額約〇〇〇円です。補足説明いたしますと、価格が高い理由につきましては、過去に不動産業者が宅地並みで算出したものを双方協議の上、売買単価としたということでございます。

19番は、東光寺地内の農地1筆、11平米を、当該農地は譲受人の自宅に隣接しており、譲受人の要望で売買により取得するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円、総額約〇〇〇円です。売買価格につきましては、18番と同様に決定したということです。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、売買によるもの5件、6,227.96平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

7ページ欄外を御覧ください。今月の申請は2件、991平米です。番号ごとに順次説明いたします。

5番は、東新保地内の農地1筆、706平米を既存宅地と一体で住宅1棟及び物置1棟の用地として利用したいもので、場所につきましては嵐南小学校の東側580メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にある農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

6番は、今井地内の農地2筆、285平米を農機具格納庫1棟、農作業所兼農機具格納庫1棟及び肥料庫1棟の用地として利用したいもので、場所につきましては蒲原大堰の南東側400メートル付近で、住宅等の連たんする区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は2件、991平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。また、いずれも3,000平米以下であることから新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

9ページ欄外を御覧ください。今月は許可申請4件、3,413.39平米、許可処分取消申請1件です。

8ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

22番は、栗林地内の農地4筆、207.39平米を贈与により取得し、宅地1筆と一体で住宅1棟の用地として利用したいもので、場所につきましては、上林小学校の南東側130メートル付近で、住宅等が連たんする区域内にある農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。なお、譲渡人と譲受人は義理の親子です。

23番は、曲渕三丁目地内の農地8筆、1,968平米を売買により取得し、グループホーム1棟、機能訓練室1棟、通路及び駐車場23台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、月岡小学校の北東側240メートル付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

24番は、下保内地内の農地1筆、1,083平米を売買により取得し、貸資材置場の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、下保内浄化センターの北西側30メートル付近で、住宅等が連たんする区域内にある農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

25番は、金子新田地内の農地1筆、155平米を贈与により取得し、住宅1棟の用地として利用したいもので、場所につきましては、清掃センターの北東側820メートル付近で、住宅等が連たんする区域内にある農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。なお、譲渡人と譲受人は親子です。

26番は、令和6年5月31日付で農地法第5条の一時転用の許可を受けた直江町四丁目地内の農地4筆、2,914平米について、送電鉄塔建替工事を後年度へ繰延べしたことに伴い、当該農地に予定した仮設送電鉄塔が不要となったことから、許可処分の取消申請があったものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は5件、3,413.39平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。また、いずれも3,000平米以下であることから新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとなりました。

また、許可処分取消案件につきましても、やむを得ないものと認め、許可すべきものとなりました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』説明いたします。

10ページ欄外を御覧ください。今月の申請は2件、5,590平米です。

記載の事由により非農地としたいものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

### 第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』の調査結果を報告します。

今月の申請は2件、5,590平米です。いずれも申請書類を審査し、担当区域委員及び事務局職員による現地調査を実施し、事務局から詳細説明を受け、現地の状況などから農地として継続して利用することができないものと見込まれ、また周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはないことから、農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして、非農地として判断すべきものとなりました。

議第5号の調査結果の報告は以上です。

### 議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第5号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり非農地とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

### 議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり非農地とすることに決定いたしました。

### 議長（栞原会長）

次に、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について』を議題とします。

事務局、説明願います。

### 事務局（山村事務局長）

それでは、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について』説明いたします。

今回三条市長から意見照会があった案件は、三条地域の重要変更2件、下田地域の重要変更1件、合計3件で、農用地区域から除外する面積は5,373平米、新たに農用地区域に編入する面積は6,796平米です。

最初に、三条地域の重要変更です。

11ページを御覧ください。（1）編入の1番は、〇〇〇〇さんから申請のあった案件です。

申請土地は柳場新田地内の農地14筆、6,796平米で、登記地目は田、現況地目は田です。

編入の目的は、経営体育成基盤整備事業三条北部第1地区の圃場整備事業の実施に伴い、当該農地を農用地区域に編入し、対象地域に加え、圃場整備を実施するため、今回編入申請があったものです。

申請土地は、約20年前に介護福祉施設の建設を目的として農用地区域から除外しましたが、その後計画が中止され、現在も農地として耕作を継続しております。

当該農地を編入する理由は、開発予定がなくなったこと、また当該農地は道路から他の圃場へ乗り入れる場所に位置しており、効率的な大型区画の圃場整備を行う上で不可欠なことから編入するものです。このことで当該農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用が図れることとなります。

位置につきましては、12ページの箇所図を御覧ください。

11ページをお願いします。

次に、(2)除外の1番は、〇〇〇〇さん及び〇〇〇〇さんから申請のあった案件です。

申請土地は、袋地内の農地1筆、294平米で、登記地目は畑、現況地目は畑です。

変更理由は、申請者は現在燕市でアパートに住んでいますが、第2子が生まれ、手狭となり、住宅建築を検討し、建築場所の選定に当たり、親の農業を手伝う必要があることから、実家近くの申請地を住宅1棟の建築用地として利用したいものです。

申請土地のほかに農業振興地域内農用地区域外の農地4か所を検討しましたが、引き続き農業上必要なことや営農意欲が強く所有者の同意が得られないことから断念されました。位置選定に当たり、面積は4人家族の生活上必要最小限とし、実家に近いことを基準に選定しました。

申請土地は父の所有であり、昭和55年に農機具格納庫及び堆肥置場として農地法第4条の許可を受けており、周辺は宅地や雑種地などが混在しており、既に集団農地を形成していないことから、当該農地を選定したものです。また、隣接農地所有者、農区長及び自治会長からの同意が得られております。

使用目的は、住宅1棟及び駐車場2台分となっております。

位置につきましては、13ページの箇所図を御覧ください。

最後に、下田地域の重要変更です。

14ページを御覧ください。

(1)除外の1番は、株式会社〇〇〇〇から申請のあった案件です。

申請土地は、笹岡地内の農地4筆、5,079平米で、登記地目は田、現況地目は田です。

変更理由は、申請者は申請地に隣接する土地で鍛造工場を営んでおり、工場及び機械が老朽化したこと、また機械の大型化等に対応するため、新たに鍛造工場の建築用地として利用したいものです。申請土地のほかに周囲に農業振興地域内農用地区域外の農地はなく、周辺の農用地区域を数か所検討しましたが、営農意欲が強いことや交渉に応じてもらえないなど同意が得られないことから断念されました。位置選定に当たり、利便性から既存工場の隣接地を基準とし、面積は既存工場の1.5倍必要で、また工場立地法の規定により敷地面積の10%の緑地が必要なことなどを面積の要件とし、選定いたしました。

た。申請地所有者が高齢で後継者がいなく、同意が得られたため、選定したものです。  
なお、隣接農地耕作者及び農区長からの同意が得られております。

使用目的は、工場1棟、調整池、緑地、駐車場18台分及び通路となっております。

位置につきましては、15ページの箇所図を御覧ください。

農用地区域から除外する2件につきましては、いずれも周辺農地への悪影響を及ぼすおそれはないなど農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する農用地区域から除外する各要件を満たしております。

説明は以上です。御審議いただきたく、よろしく願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。

今回意見照会のあった案件は、三条地域の重要変更2件、下田地域の重要変更1件、合計3件で、農用地区域から除外する面積は5,373平米、新たに農用地区域に編入する面積は6,796平米です。

全ての案件について現地調査を実施し、所管する農林課職員の出席の下、変更理由の妥当性や農用地区域から除外する申請土地の選定経過について書類審査など詳細説明を受け、周辺農地への悪影響を及ぼすおそれはないなど農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する農用地区域から除外する各要件を全て満たしており、農用地利用計画変更（案）について異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしとすべきものとなりました。

以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第6号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり意見なしと決定いたしました。

以上で事前に調査部会から調査いただいた議案の審議は終了いたしました。

第3調査部会長は、自席へお戻りください。

議長（栞原会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号から報第6号までの6件を一括議題とします。

報第1号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告いただいておりますので、省略します。

次に、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告を願います。

農政対策部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

15番、吉田昇委員。

農政対策部会長（15番吉田 昇委員）

農政対策部会は、7月22日午前9時30分から厚生福祉会館第2集会室において、栞原会長、井上会長代理の出席の下、開催しました。

議題は、毎年実施しております、令和6年度利用状況調査について、令和6年度作況調査についてであります。

初めに、利用状況調査について報告します。平成28年の改正農業委員会法の施行により、農地利用の最適化が農業委員会の業務として必須化され、あわせて遊休農地に対する固定資産税の増額が明記されました。このことを踏まえ、遊休農地の実態把握、発生防止、解消対策及び農地の違反転用防止等を的確に実施するため、農地パトロールを実施いたします。お手元にございます資料1ページを御覧ください。調査内容につきましては、遊休農地の把握や、前年度の農地法第3条許可後における耕作状況の把握についてです。

続いて、令和6年度農地パトロール区域（前期）を御覧ください。タブレットの現地確認アプリを使って調査することから、各班に事務局職員を同行させるため、本日から8月8日木曜日まで実施します。なお、日程や実施方法、班編成など詳細につきましては、後ほど事務局から説明がありますので、よろしく願います。

次に、作況調査について報告します。今年度の作況調査は、昨年同様、圃場検分による調査とし、各委員から記録用紙に作況状況や予想収量などを記録していただきます。資料8ページを御覧ください。実施日は、8月30日金曜日、総会後の午後としました。作況調査を行う圃場は、資料9ページのとおり、三条地域は2か所、栄・下田地域はそれぞれ1か所で行うこととしました。調査終了後は、作況調査検討会を実施いたします。

また、議題検討後に、栞原会長から、総会や調査部会等での服装について統一するべきとの意見があり、農政対策部会で検討した結果、資料の10ページのとおりとすることとしましたので、よろしく願います。

以上で農政対策部会からの報告を終わります。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、事務局から補足説明を願います。

事務局（上林経営基盤係長）

それでは、補足説明をさせていただきます。

まず、利用状況調査、いわゆる農地パトロールにつきましては、総会終了後に改めて説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、作況調査についてでございますが、資料の8ページに案内、9ページに日程を記載しておりますが、調査終了後、検討会を行います。また、検討会後は、同会場で懇親会を開催いたしますので、御参加をお願いいたします。

なお、栄地域の委員の方、下田地域の委員の方は12時30分までにそれぞれの庁舎へお集まりいただきますようお願いいたします。事務局職員が同乗したマイクロバスがそれぞれの庁舎に迎えに参ります。三条地域の委員の方は、12時50分までに厚生福祉会館体育館前へお集まりいただきますようお願いいたします。体育館前で、2台のマイクロバスに乗換えを行って調査圃場を検分し、検討会会場へと移動させていただきますので、よろしく願いいたします。

続いて、10ページの三条市農業委員会での服装について補足説明をさせていただきます。まず、名札につきましては、いかなる場合であっても必ず着用をお願いいたします。スーツまたはジャケットの着用につきましては、クールビズ期間中は皆様の御判断に委ねますが、総会、研修会、外部との面会時におきましては、必須とさせていただきます。ネクタイについても同様です。

作業服につきましては、調査部会、この後実施します農地パトロール、8月に実施します作況調査、調査部会の事前会議、農政対策部会、農地移動適正化あっせん会議は作業服の着用をお願いいたします。なお、総会におきまして、午後から農地パトロール、作況調査がある場合につきましては、事務局から事前に案内をさせていただいた上で作業服での出席を可とさせていただきます。

腕章、帽子につきましては、調査部会、農地パトロール、作況調査、もちろん現地調査も含まれますが、着用をお願いいたします。

補足説明は以上でございます。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

農政対策部会の結果報告の中で質問がありましたら御発言願います。

御発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終わります。

農政対策部会長は自席へお戻りください。

議長（栗原会長）

次に、報第3号から報第6号までの4件について、事務局、報告願います。

事務局（山村事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

報告の中で質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了します。

議長（栞原会長）

次に、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第1調査部会長、3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。8月27日午前9時から厚生福社会館2階第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日午前9時30分開会を予定しております。

以上で総会を閉会いたします。長時間にわたって御審議をいただきまして、ありがとうございました。

午前10時20分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 栞原 一郎

---

議事録署名委員（ 5 番） 小池 秀一

---

議事録署名委員（15 番） 吉田 昇

---